

○**經濟産業省告示第五百一一号**
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第三百六十四号）第二条第四項第五号の規定に基づき、同号の業種を次のように指定する。

三十四

築炉工事業
熱絶縁工事業
道路標識設置工事業
さく井工事業

七十四

金属製家具
理台、ガス台
宗教用具製造
建具製造業

、底製造業
、底製造業（全
、底製造業

に限る。)、流し台、調
製工場

百十三
百十二
百十一

品製造業（建築用
う（膏）製品製造
造業に限る。）
(釉) 葉製造業（

石材製造業に限
業（石こうボー
うわ薬かわらの

